

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市勤労青少年ホームの使用料の還付		
根拠法令及び条項	蓮田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例第15条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用料の還付） 第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 （1） ホームの管理上必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。 （2） 使用者が自己の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができなくなったとき。 （3） 使用者が使用7日前までに使用許可の取消しの申出を行い、市長がこれを承認したとき。 （4） その他市長が特別な理由があると認めたとき。 <b>【その他の基準となる法令、通知等】</b> ○蓮田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例施行規則 （使用料の還付） 第9条 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるとおりとする。 （1） 条例第15条第1号、第2号及び第3号の場合 全額 （2） 条例第15条第4号の場合 市長がその都度定める割合 2 条例第15条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第8号の蓮田市勤労青少年ホーム使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。		
審査基準設定年月日	令和6年 3月15日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） （理由：個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため）		
標準処理期間設定年月日	年 月 日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日

所管部署	環境経済部 自治振興課
備考	

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。